

(提出されたご意見の内容とそれに対する県の考え方)

	提出されたご意見の内容	県の考え方
1	<p>こども・子育て「青森モデル」の実現という大きな使命があるのなら、青森県県営住宅条例第六条各号に「子育て世帯及び若者夫婦世帯」を追加したらどうか。具体的には、第六条には第一号から第六号までであるが、第七号として、そこに「子育て世帯及び若者夫婦世帯」もしくはそれに準拠する表現を追記することを提案する。なお、そもそも第六条には「住宅困窮の度合の高い順位に入居を決定するものとする」とあり、困窮していることが大前提であるはずなので、各号には困窮している旨、明記しなくとも良いはずであると理解している。</p>	<p>こども・子育て「青森モデル」の実現に向け、子育て世帯及び若者夫婦世帯の入居収入基準を見直すものですが、公営住宅の入居資格は、公営住宅法に定めがあり、法の定めに沿う必要がありますので、追加することはできないことを御理解下さい。(反映困難)</p>